

区有施設におけるインターネット環境の拡充について

1 現状

区は、平成30年12月に「区有施設における公衆無線LAN環境の整備方針」を策定し、区有施設のうち、区民等の利用が多く、利用者の滞在時間が比較的長い施設、イベント等を実施している施設及び貸室がある施設について、公衆無線LAN環境の整備を進めてきました。その結果、84施設において、1か所以上の場所でインターネットが利用できる状況です。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした新しい生活様式が進展する中、ICTを活用した更なる区民サービスの充実を図るため、区有施設のインターネット環境を拡充します。

2 拡充する内容等

(1) モバイルルータの配備

各施設の貸室におけるオンライン会議等の利用需要に対し、早急に、かつ、最小限の経費で応じるため、インターネット環境の現地調査及び工事の不要なモバイルルータを各施設に新たに配備し、利用者に無料で貸し出します。

配備する施設は、当該84施設に対して実施した貸室におけるインターネット環境のニーズ調査の結果を踏まえ、以下の施設とします。

<導入施設> 28施設

各区民センター、各いきいきプラザ、伝統文化交流館、エコプラザ、消費者センター、障害保健福祉センター、男女平等参画センター、生涯学習センター、スポーツセンター

(2) 今後のインターネット環境の整備について

各施設におけるモバイルルータの配備後の利用状況や設置及び運用に関する費用対効果を考慮し、モバイルルータの追加配備、公衆無線LANの増設等を検討します。

3 運用開始時期

令和3年6月